

# 一般社団法人栃木県作業療法士会「事例報告会」に関する同意説明文書

平成22年4月1日

栃木県作業療法士会

会 長 黒 淵 永 寿  
学術部担当理事 本 田 一 弘

この同意説明文書は、作業療法サービスの利用者(以下、対象者とする)に対して、栃木県作業療法士会の実施する事例報告会について、その趣旨を十分にご理解頂く事を目的に作成されたものです。

事例報告会に参加(事例報告)するかどうかは対象者(または代諾者)の判断によって決めて頂きます。決して参加への協力を強要しないで下さい。対象者が未成年の場合、対象者からインフォームド・コンセントを受ける事が困難な場合(死亡例を含む)には、代諾者の方に説明を行ってください。

※代諾者の詳細は協会HP同意説明文書を参照してください。

## 1、事例報告会の目的

報告の目的を以下の内容に沿って話してください。

- (1)事例報告の作成によって作業療法実践の質的向上を図る。
- (2)事例報告の分析によって作業療法成果の根拠資料を作成する。
- (3)事例報告の提示によって作業療法実践の成果を内外に示していく。

## 2、報告された「事例報告」の利用範囲

報告された内容は県士会会員の作業療法の提示と質向上を目的とした教育・研究及び広報活動の基礎資料として使用する事を話してください。

## 3、事例報告会への参加と取りやめの自由について

事例報告会に参加(事例報告)するかどうかは、対象者(または代諾者)の判断によって決めて頂きます。参加を断る事で対象者が不利益を受ける事が無い様配慮してください。また、対象者は一旦参加に同意した後も、これを取りやめる事ができる事も話してください。なお、取りやめを申し出た時点で既に発行されている事例報告等の印刷物については、掲載を取り下げることができませんので、あらかじめ了解を得ておいてください。

## 4、人権擁護と個人情報の保護について

県士会は対象者の人権擁護と個人情報の保護について最善の注意を払います。報告される事例については、個人情報を「匿名化」とともに、報告情報との照合を防ぐ「連結不可能匿名化」を徹底いたします。このため事例報告の審査では、複数の審査者が報告の中に対象者と報告者、および当該施設を特定しうる情報が含まれていないかを厳正に審査します。匿名化の確保がされない事例については、報告する事が出来ない事を話してください。

## 5、事例報告を行う作業療法士の氏名と連絡先

事例報告に関する問い合わせや、協力を取りやめたい場合に連絡する方法を対象者と話し合っておいてください。